

2023年2月吉日

北海道DSC 会員各位

北海道DSC
会長 多田 浩二

2023年 JDSF会員(選手)登録および年会費の納入について

皆様、あけましておめでとうございます。

平素より北海道DSCの活動にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、2023年会員(選手)登録および年会費の納入につきまして、下記の要領にて手続き下さいますようお願い致します。

特に選手会員の方は、本年度から、**3月末までの会員登録がないと資格がなくなり、その後の資格回復のためには費用がかかる(2000円、7月以降は不可能)**ことになりましたので、選手会員継続の方は会費納入を忘れないようにご注意ください。

不明点がある場合は、事務局までご連絡ください。

敬 具

記

1. 会員登録申請書

氏名・生年月日・郵便番号・住所・TEL・FAX・E-mail をご記入の上、下記のいずれかの要領で 2023年3月12日までにお送りください。

(郵送)

同封の返信封筒に切手を貼付の上、下記までご返送ください。

返送先：札幌市北区北八条西三丁目 32-701

北海道DSC事務局 伊藤 傑 あて

(スキャンもしくは写真を撮って、データをメールで送付)

送付先：北海道DSC 事務局メール dosankodsc2011info@hokkaido-dsc.com

2. 年会費

●**選手会員**：一人 5,500円 <JDSF 500円・道連盟 500円・JDSF 選手登録料 3,500円を含む>
(18歳未満を含む)

●**一般会員**

A. 広報誌発送希望の会員：一人 2,500円 <JDSF 500円・道連盟 500円を含む>

B. “ 希望しない会員：一人 1,500円 <JDSF 500円・道連盟 500円を含む>

●**ジュニア会員(15歳以下)**

A. 広報誌発送希望の会員：一人 2,000円 <JDSF 500円・道連盟 500円を含む>

B. “ 希望しない会員：一人 1,000円 <JDSF 500円・道連盟 500円を含む>

★本年度から、ジュニア会員の道連盟会費500円のご負担お願いいたします。

年会費 納入期限 : 2022年3月12日(日)

振 込 先

口 座 名 : 「北海道DSC」

ゆうちょ銀行からの振込み: 「ゆうちょ銀行 19000-36509941」

他の金融機関からの振込み: 「ゆうちょ銀行 九〇八(キュウゼロハチ)支店
普通預金 3650994 」

JDSF 会員・選手・指導員・審判員の皆様へ

次年度(2023)の登録手続きの注意点と
2022 競技年度競技会成績の 2023 競技年度への反映について

2022年12月24日
日本ダンススポーツ連盟
事務局

平素は、日本ダンススポーツ連盟の活動に多大なご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。次年度(2023)の登録手続きと 2022 競技年度競技会成績の 2023 競技年度への反映(昇降級処理結果)についてご案内いたします。

【次年度(2023)の登録手続きの注意点】

① 競技年度と登録年度について

競技年度	1月1日～12月31日
登録年度	4月1日～翌年3月31日

・従来、競技年度(1月1日～12月31日)と登録年度は同一期間でしたが、一昨年の制度改正で登録年度の期間が上記のとおり変更されましたのでご注意ください。

② JDSF 会員/選手証の有効期限について

2022 登録年度の会員/選手証の有効期限 2023年3月31日

・登録選手は現在お持ちの選手証で 2023年1～3月の競技会にエントリー可能です。

※但し、2023 競技年度の新持ち級での出場となります。

・未登録選手が 2023年1～3月の競技会にエントリーする場合は、2022 登録年度の選手登録を 2023年1月下旬までに行う必要があります。※未登録でも出場可能な競技区分は除く

・2023年4月以降に開催される競技会に出場するためには次年度(2023)登録手続きを行う必要があります。

③ 2023 登録年度の会員／選手登録手続きについて

・次年度(2023)の登録手続きは登録窓口(都道府県ダンススポーツ連盟所属サークルや認定ダンス教室等)からの案内に従って登録手続きを行ってください。

④ 登録選手や指導員、審判員等の資格者の継続更新期限及び資格喪失について

・納入期限の統一化による規程類の改正を機会に、更新時の規程(有効期限や資格喪失等)を明確にし、標準化された資格更新手続き方法を定めました。

継続更新期限(次年度の登録料や会費等の納入期限) 2023 年 3 月 31 日

重要ポイント

< 資格喪失 >

・登録選手や指導員、審判員資格者は所定の登録料や会費等を毎年継続的に納入いただくことで資格権利が維持されます。納入期限を過ぎたものは、該当の資格が喪失状態になります。

< 資格回復手続き >

・納入期限を過ぎてしまい資格喪失となった場合は 3 か月以内に資格回復申請手続きを行うことができます。但し、所定の事務手数料(2,000 円)を納入いただく必要があります。

※資格回復申請手続きは、JDSF 公式ホームページから[資格回復申請書](#)をダウンロードいただき、申請書記載事項に沿って手続きを行ってください。

【具体例 1】 登録選手の場合

継続更新期限(3/31)を過ぎ、猶予期間内(6/30 迄)に資格回復申請手続きをせずに選手登録を行った方は持ち級が無くなります。但し、選手登録と資格回復申請手続きを行うことで持ち級を回復いたします。

【具体例 2】 指導員(甲種、一般、ジュニア指導員)、審判員

継続更新期限(3/31)を過ぎた場合、資格喪失状態となります。但し、猶予期間内(6/30 迄)に資格回復申請手続きと未納分の資格登録料の納入を持って資格回復します。資格喪失状態から必要なお手続きがなされないまま猶予期間を過ぎてしまった場合、特例が認められない限り、資格は完全失効となり再取得する必要があります。

2023 年度の資格登録料納入に関する案内資料は 2023 年 1 月中旬以降に対象者に送付予定。

【2022 競技年度競技会成績の 2023 競技年度への反映について】

① 2023 競技年度の新持ち級の確認方法

・2022 競技年度の競技成績に伴う各自の 2023 競技年度の新持ち級を確認したい場合は、パソコンやスマホからオンライン会員登録をすることで JDSF 競技会日程サイト (<https://adm.jdsf.jp/>) の「競技会成績」メニューやデジタル会員証で確認できます。

※新持ち級は 2023 年 1 月 1 日以降に反映いたしますので各自でご確認ください。

オンライン会員登録方法は[利用ガイド](#)を参照のこと。

<https://adm.jdsf.jp/uploads/guide/RiyouGuide.pdf>

【本件に関する問い合わせ】

公益社団法人 日本ダンススポーツ連盟

会員サービスセンター

Tel: 03-6457-1846

Fax: 03-6457-1847

E-mail: kaiin.information@jdsf.or.jp